本号で公布された法令のあらまし

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三一一号）（国土交通省）

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二八年九月三〇日とすることとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三一二号）（国土交通省）

1　踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一九号）の一部の施行に伴い、違法に道路に設置された物件の保管の手続等を定める等道路法施行令その他の関係政令の規定の整備を行うこととした。（第一条～第三条関係）

2　この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二八年九月三〇日）から施行することとした。

◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第三一三号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品一九品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている二品目について、平成二八年度下期における数量をそれぞれ次のとおり定めることとした。（別表関係）

(一)　乾燥した豆（ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの）　七万トン

(二)　麦芽　二五万七、〇〇〇トン

2　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三一四号）（経済産業省）

1　賦課金の負担が事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要があるものとして認定された事業所の賦課金について特例で減ずる額の算定の基準となるべき率を定めることとした。（本則関係）

2　この政令の改正により、賦課金の減ずる額の割合が減少する事業者であって、当該事業者の事業所で行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優れているものについて、二年間、賦課金の減ずる額の割合につき激変緩和措置を講ずることとした。（附則第三条関係）

3　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三一五号）（農林水産省）

1　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第一一七号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、改正法の施行の日（平成二八年一〇月一日）から施行することとした。

政　令

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十一号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日を定める政令を制定する。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十八年九月三十日とする。

国土交通大臣　石井　啓一

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十二号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十七条第一項及び第二項並びに同法第四十四条の二第三項及び第四項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項並びに高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第一条の七第三項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項及び第三項、第四十八条の二十一、第四十八条の二十二第一項から第三項まで、第四十八条の二十三から第四十八条の二十五まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項及び同条第四項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条